

さいたま市農業委員会告示第3号

農地法（昭和27年法律第229号）第3条第2項第5号に規定する別段の面積を次のとおり定め、平成30年4月1日より施行する。

平成30年2月13日

さいたま市農業委員会
会長 若谷茂夫

さいたま市全域の下限面積を30アールとする。